

寄付に対する税制上の優遇措置について

★所得税の控除につきまして

当財団に対するご寄付は、所得税の寄付金控除の措置を受けることができます。

所得控除と税額控除のどちらかを選択し、当財団から送付しました「領収書」と「証明書(写)」を使用して、最寄りの税務署で確定申告を行ってください。確定申告に係る詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【所得控除とは】 寄付金額(総所得の40%が限度額)－2,000円 を課税所得から控除できます。

【税額控除とは】 寄付金額[(総所得の40%が限度額)－2,000円] × 40% を所得税額から控除できます。(ただし、控除できる額は、所得税額の25%が限度となります。)

〈例えば〉

【寄付金額 1万円、課税所得 400万円の場合】

(a) 所得控除を選択した場合

所得控除額 : 寄付金額 10,000円－2,000円＝ 8,000円

(課税所得 4,000,000円－所得控除額 8,000円)× 税率 0.2－控除額 427,500円＝所得税額 370,900円

所得控除がない場合の所得税額は

(課税所得 4,000,000円)× 税率0.2－427,500円＝所得税額 372,500円

還付額は 372,500円－370,900円＝ 1,600円

(b) 税額控除を選択した場合

税額控除額 : (寄付金額 10,000円－2,000円)× 0.4＝還付額 3,200円

よって、このケースでは『税額控除』を選択したほうが『所得控除』より還付額が増えます。

【寄付金額 100万円、課税所得 600万円の場合】

(a) 所得控除を選択した場合

所得控除額 : 寄付金額 1,000,000円－2,000円＝ 998,000円

(課税所得 6,000,000円－所得控除額 998,000円)× 税率 0.2－控除額 427,500円＝所得税額 572,900円

所得控除がない場合の所得税額は

(課税所得 6,000,000円)× 税率0.2－427,500円＝所得税額 772,500円

還付額は 772,500円－572,900円＝ 199,600円

(b) 税額控除を選択した場合

税額控除額 : (寄付金額 1,000,000円－2,000円)× 0.4＝還付額 399,200円

但し、税額控除は、所得税の25%が限度になるため

(課税所得 6,000,000円)× 税率0.2－427,500円＝所得税額 772,500円× 0.25＝193,125円が限度額になり、

還付額は、限度額の 193,125円になります。

よって、このケースでは『所得控除』を選択したほうが『税額控除』より還付額が増えます。

所得税の税率は、平成24年4月1日現在の法令によります。

所得税の寄付金控除額の目安表を裏面に掲載していますので、ご参考になしてください。

★ 個人住民税の税額控除につきまして

当財団にご寄付いただいた翌年1月1日にお住いのご住所が、税額控除対象寄付金として条例で指定されている神奈川県および横浜市の方は、個人住民税の寄付金税額控除の措置を受けることができます。

【控除額】(寄付金額－2,000円)× 控除率(当該年分の総所得金額等の30%が限度額となります)

◎ 控除率 神奈川県 ⇒ 4%

横浜市 ⇒ 6% (県の控除と合わせて10%)

★ 東京都にお住まいの方は、個人住民税について寄附金税額控除の措置を受けることができます。

特別区民税や市民税は対象外となると思われますが、各自治体にお問い合わせいただくと確実です。